

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人光徳子供学園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年10月28日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・事務処理について、チェック機能が不十分であるので、内部牽制に配慮した管理運営体制を整備されたい。
- ・会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p>(法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>今後開催する評議員会の議事録については、議事録作成者を記載する。</p>
2	<p>定款第16条第3項において、理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすると規定しているにもかかわらず、業務執行理事を選定していなかった。</p> <p>については、理事会の決議により理事長以外の理事の中から業務執行理事を選定すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(定款第16条第3項及び第17条第2項)</p>	<p>令和2年3月17日開催の理事会において、業務執行理事を選定した。</p> <p>また、併せて業務執行理事に関する規定について定款変更を行った。</p>
3	<p>理事長専決に関する規程において、理事長が専決することができる建設工事請負契約については予定価格が250万円を超えないものと規定しているが、予定価格が250万円を超える契約について理事会の承認を得ていないものがあった。</p> <p>については、理事長が専決することができる範囲を超える契約については、理事会の承認を得て行うこと。</p> <p>なお、理事長専決に関する規程について、定款に則して改正されていない規定があるので、理事会の承認を得て改正すること。</p>	<p>次回から理事長が専決することができる範囲を超える契約については、理事会の承認を得て行う。</p> <p>理事長専決に関する規程を次回の理事会で承認を得て定款に則した内容に改正する。</p>

	(定款第 26 条、理事長専決に関する規程第 2 条)	
4	<p>現金について、現金出納帳の記録と総勘定元帳の記録が一致していなかった(窓口収入や旅費交通費、預り金、学園旅行代等の支払)。また、法人本部拠点区分の現金の総勘定元帳が作成されていなかった。</p> <p>については、総勘定元帳は全ての拠点区分及び勘定科目につき漏れなく作成し、備え置くとともに、補助簿の記録が総勘定元帳の記録と一致していることを適宜確認し、主要簿及び補助簿の正確な記録の維持に努めること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (経理規程第 12 条)</p>	<p>法人本部拠点区分の現金の総勘定元帳を、監査後すぐに作成した。</p> <p>今後は主要簿及び補助簿の正確な記録の維持に努める。</p>
5	<p>前年度末の賞与引当金が全額、賞与引当金繰入の減少額として戻入れされていた。</p> <p>については、前年度末の賞与引当金は、その設定対象となっている賞与の支給があった場合に、賞与支給額及び法定福利費に充当すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (モデル経理規程細則 12 第 2 条)</p>	<p>前年度末の賞与引当金は、賞与支給額等に充当するよう改善した。</p>